

平成30年10月 小金井市介護予防・  
日常生活支援総合事業に関する改正事項について

# 目次

1. 訪問型現行相当サービスの改正事項	p. 3
①生活機能向上連携加算の細分化	
②同一建物減算の対象建物の拡大	
③生活援助中心型ヘルパーの活用	
④サービス提供責任者の役割や任用要件等についての見直し	
2. 訪問型市基準サービスの改正事項	p. 8
①同一建物減算の対象建物の拡大	
②生活援助中心型ヘルパーの活用	
③不当な働きかけの禁止	
3. 通所型現行相当サービスの改正事項	p. 10
①生活機能向上連携加算の新設	
②機能訓練指導員の対象資格拡大	
③栄養改善加算の管理栄養士配置基準の緩和	
④栄養スクリーニング加算の新設	
⑤設備の共用が可能であることの明確化	
4. 通所型市基準サービスの改正事項	p. 16
①運動器機能向上加算における機能訓練指導員の対象資格拡大	
②栄養改善加算の管理栄養士配置基準の緩和	
5. 留意点	p. 19

## 1. 訪問型現行相当サービス

### 改正事項

- ①生活機能向上連携加算の細分化
- ②同一建物減算の対象建物の拡大
- ③生活援助中心型ヘルパーの活用
- ④サービス提供責任者の役割や任用要件等についての見直し

## 1. 訪問型現行相当サービス ①生活機能向上連携加算の細分化

### 概要

生活機能向上連携加算について、自立支援・重度化防止に資する介護を増進するため、細分化を行う。

### 単位数

<現行>

生活機能向上連携加算 100単位/月 ⇒

<改正後>

生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位/月（新設）

生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位/月

### 算定要件等

#### ○生活機能向上連携加算（Ⅰ）

- ・ 外部の介護予防通所リハビリテーション事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、個別サービス計画を作成すること
- ・ 当該リハビリテーション専門職等は、介護予防通所リハ等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うこと。

#### ○生活機能向上連携加算（Ⅱ）

外部の介護予防通所リハビリテーション事業所等又はリハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリテーション専門職や医師が、当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画を作成すること。

## 1. 訪問型現行相当サービス ②同一建物減算の対象建物の拡大

### 概要

同一建物等居住者にサービスを提供する場合の報酬について、これまで有料老人ホーム等に限られていた建物の範囲を見直す。

### 単位数・算定要件等

#### <現行>

減算等の内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者 （当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）



#### <改正後>

減算等の内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者 （当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合） ※15%減算の新設、区分支給限度基準額の対象外化については事業への適用は行わない。

## 1. 訪問型現行相当サービス ③生活援助中心型ヘルパーの活用

### 概要

訪問介護において新設されている生活援助中心型研修の修了者について、訪問型現行相当サービスにおいても従事することを可能とする。

## 1. 訪問型現行相当サービス ④サービス提供責任者の役割や任用要件等についての見直し

### 概要

サービス提供責任者の役割や任用要件等について以下の見直しを行う。

#### (1) サービス提供責任者の任用要件から初任者研修修了者等を削除

サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止する。ただし、現に従事しているものについては、平成30年4月より1年間の経過措置を設ける。

また、初任者研修課程修了者又は旧2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算についても、上記にあわせて、平成30年度は現に従事しているものに限定し、平成31年度以降は廃止する。

#### (2) サービス提供責任者による口腔の状況等に係る責務の明確化

訪問型現行相当サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。

#### (3) 不当な働きかけの禁止

訪問型現行相当サービス事業者は、地域包括支援センター等の介護予防支援・介護予防ケアマネジメント実施者に対し、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。

## 2. 訪問型市基準サービス

### 改正事項

- ①同一建物減算の対象建物の拡大
- ②生活援助中心型ヘルパーの活用
- ③不当な働きかけの禁止

※市基準サービスにおいては、現行相当サービスの改正事項のうち下記のもの是对应しない。

- ・生活機能向上連携加算の細分化（市基準サービスに從來から設定がなく、また市基準サービスにおいては、現状加算の新設は行わないこととしているため。）
- ・サービス提供責任者の任用要件から初任者研修修了者等を削除（市基準サービスにおけるサービス提供責任者には從來から資格の要件がないため。）
- ・サービス提供責任者による口腔の状況等に係る責務の明確化（市基準サービスにおけるサービス提供責任者には從來から資格の要件がないため、口腔の状況確認等を一律で行うことは困難であると考えられるため。）



## 2. 訪問型市基準サービス ①同一建物減算の対象建物の拡大

「1. 訪問型現行相当サービス ②同一建物減算の対象建物の拡大」に同じ。

## 2. 訪問型市基準サービス ②生活援助中心型ヘルパーの活用

「1. 訪問型現行相当サービス ③生活援助中心型ヘルパーの活用」に同じ。

## 2. 訪問型市基準サービス ③不当な働きかけの禁止

「1. 訪問型現行相当サービス ④サービス提供責任者の役割や任用要件等についての見直し（3）不当な働きかけの禁止」に同じ。

### 3. 通所型現行相当サービス

#### 改正事項

- ①生活機能向上連携加算の新設
- ②機能訓練指導員の対象資格拡大
- ③栄養改善加算の管理栄養士配置基準の緩和
- ④栄養スクリーニング加算の新設
- ⑤設備の共用が可能であることの明確化

### 3. 通所型現行相当サービス ①生活機能向上連携加算の新設

#### 概要

通所型現行相当サービスに、生活機能向上連携加算を新設する。

#### 単位数

生活機能向上連携加算 200単位/月（新設）

※運動機能向上加算を算定している場合は100単位/月

#### 算定要件等

外部の介護予防通所リハビリテーション事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所型現行相当サービス事業所を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成すること。

### 3. 通所型現行相当サービス ②機能訓練指導員の対象資格拡大

#### 概要

機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。

一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するものとする。

#### <現行の機能訓練指導員の対象資格>

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

#### <改正後の機能訓練指導員の対象資格>

現行の機能訓練指導員の対象資格に、はり師、きゅう師を追加

### 3. 通所型現行相当サービス ③栄養改善加算の管理栄養士配置基準の緩和

#### 概要

栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。

#### 単位数

<現行>		<改正後>
栄養改善加算	150単位/回	⇒ 変更なし

#### 算定要件等

当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上確保していること。

### 3. 通所型現行相当サービス ④栄養スクリーニング加算の新設

#### 概要

通所型現行相当サービスに、栄養スクリーニング加算を新設する。

#### 単位数

栄養スクリーニング加算 5単位／回（新設）

※6月に1回を限度とする

#### 算定要件等

管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施者等に栄養状態に係る情報を文書で共有すること。

具体的には、サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中に6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施者等に文書で共有した場合に算定する。

### 3. 通所型現行相当サービス ⑤設備の共用が可能であることの明確化

#### 概要

通所型サービスと訪問型サービスが併設されている場合で、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、

- ・ 基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能
- ・ 基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能

であることを明確にする。その際、併設サービスが訪問型サービスである場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。

## 4. 通所型市基準サービス

### 改正事項

①運動器機能向上加算における機能訓練指導員の対象資格拡大

②栄養改善加算の管理栄養士配置基準の緩和

※市基準サービスにおいては、現行相当サービスの改正事項のうち下記のもの是对应しない。

- ・生活機能向上連携加算の新設（市基準サービスにおいては、現状加算の新設は行わないこととしているため。）
- ・栄養スクリーニング加算の新設（市基準サービスにおいては、現状加算の新設は行わないこととしているため。また、市基準サービスの人員配置基準について一定の緩和をしているため、栄養状況の確認等を一律で行うことは困難であると考えられるため。）
- ・設備の共用が可能であることの明確化（通所型市基準サービスの基準については、設備等の共用が可能であることが既に規定されているため。）

※機能訓練指導員の対象資格拡大については、運動器機能向上加算の算定要件のみ改正する。なお、通所型市基準サービスの人員基準では、機能訓練指導員の配置は必須となっていないことに留意すること。



## 4. 通所型市基準サービス ①運動器機能向上加算における機能訓練指導員の対象資格拡大

### 概要

通所型市基準サービスの運動器機能向上加算における機能訓練指導員の対象資格に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。

一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するものとする。

#### <現行の機能訓練指導員の対象資格>

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

#### <改正後の機能訓練指導員の対象資格>

現行の機能訓練指導員の対象資格に、はり師、きゅう師を追加

#### 4. 通所型市基準サービス ②栄養改善加算の管理栄養士配置基準の緩和

「3. 通所型現行相当サービス ③栄養改善加算の管理栄養士配置基準の緩和」に同じ。

## 5. 留意点

### 介護職員処遇改善加算の取扱いについて

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める日までの間に限り算定することとする。なお、別に厚生労働大臣が定める日は未定のため、国から示され次第、改めて周知する。

## 新設加算等の算定要件について

訪問型現行相当サービスの生活機能向上連携加算の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

通所型現行相当サービスの生活機能向上連携加算及び栄養スクリーニング加算については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算及び栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。

詳しい算定要件は、下記の告示及び通知を参照すること。

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）

※告示等は厚生労働省のホームページに公開されているため、ご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/housyu/kaitei30.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/kaitei30.html)